

しっかり守りましょう! 自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

2 車道は左側通行



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



5 子どもはヘルメットを着用



自転車歩道通行できる場合
○歩道に、「自転車及び歩行者専用」の標識があるとき
○13歳未満のお子さんや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が普通自転車を運転しているとき
○自動車等の通行量が著しく多く、道路幅が狭く自動車等と接触する危険があり、やむを得ないときなど

【歩道を走る場合】
○すぐに止まれる速度で走る
○歩行者の通行の邪魔になる場合は、一時停止する

4 安全ルールを守る

○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
○夜間はライトを点灯
○交差点での信号順守と一時停止・安全確認

その他主な禁止事項

○傘さし運転の禁止
○携帯電話を使用しながらの運転の禁止
○イヤホン等を使用しながらの運転の禁止
○後続車に迷惑を及ぼす進路変更の禁止

悪質・危険な自転車運転者 違反2回で講習義務化

平成27年6月1日から、刑事罰の対象となる満14歳以上の方が、自転車運転中に信号無視などの危険行為を行い、交通違反による取り締まりまたは交通事故で3年以内に2回以上摘発された場合、自転車運転者講習を受講しなければならなくなりました。

・自転車総合保険
・個人賠償責任保険など
詳しくは、損害保険代理店や、自転車安全整備店にご確認ください。

○乗車用ヘルメットを着用しましょう

・幼児および児童が自転車を運転するときや、自転車に乗せるときはヘルメットを着用しましょう

・中学生および高校生や高齢者もヘルメットを着用しましょう。また、家族の方は着用を勧めましょう

・ヘルメットは頭のサイズに合ったものを選び、あごひもをしっかり締めて正しく着用しましょう

埼玉県内で自転車事故が増えています。自転車同士による交通事故も発生しています。自転車は車両です。自転車と人や自転車同士がぶつかる交通事故となり、刑事責任が問われることがあります。交通ルールを守り、事故に遭わない・遭わせないように注意しましょう。

岡越谷警察署 ☎ 96411011
0、市役所暮らし安心課 ☎ 9631185



自転車ものれば車のなかまいり ルールを守って自転車に安全に 利用しましょう

自転車事故を
起こしてしまった場合は…

○相手にけがをさせてしまった場合は、直ちに救護措置を講じましょう

○救護措置後、直ちに警察に届け出をしましょう(けががない交通事故も、警察に届け出をする必要があります)

もしもに備えて…

○定期的に点検・整備をしましょう

・自転車に乗る前に自己点検を行いましょう

・自転車店で定期的に点検整備を受けましょう

・整備不良自転車の使用はやめましょう

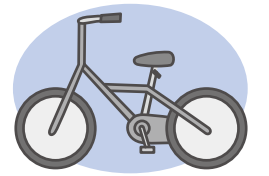
○自転車も損害賠償保険に加入しましょう

自転車でも多額の損害賠償を求められることがあります。

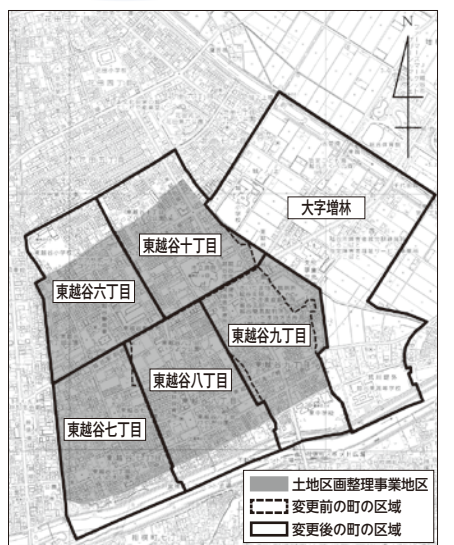
【例】▽自転車と歩行者の事故：約9500万円 ▽自転車同士の事故：約3000万円

【保険の種類】

・TSマーク付帯保険
・自転車総合保険
・個人賠償責任保険など



東越谷土地区画整理事業地区の町の区域の変更が決定しました



東越谷土地区画整理事業地区(東越谷六丁目十丁目、大字増林の各一部)で、土地大字増林の各一部)で、土地区画整理事業の完成(換地処

おり変更されます。また、同事業地区内のすべての土地の地番が振り直されるため、地区内にお住まいの方の住所や、事業所等の所在地が変わります。

町の区域・地番・住所等が変更となる日は、換地処分の公告があった日の翌日、平成30年秋以降を予定しています。住所の変更手続き等については、今後、関係者の皆さんに改めてご案内します。

岡市街地整備課 ☎ 963119231

人権それは愛

インターネットと人権

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です

埼玉県では「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

主管課：人権・男女共同参画推進課
☎ 9631119

教育委員会生涯学習課
☎ 96311283

人権啓発フェスティバル「ヒューマンフェスタ2017 in 越谷」

8月23日(水)、午前10時～午後3時30分
陽サニシティ 因スポーツジャーナリストの増田明美さんによる人権講演会、松伏高等学校吹奏楽部の演奏ほか 園無料 園当日会場へ 岡越谷県人権推進課 ☎ 0481183012255